

B120000

エムシーパートナーズ株式会社

通勤費補助規則

令和4年4月1日一部改施

通勤費補助規則

(目的)

第1条 この規則は、従業員が通勤する場合の通勤費補助に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 本規則は、従業員区分に関する規則第2条に定める従業員に対して適用する。但し、同規則第2条(3)に定める派遣従業員については、雇用契約書兼就業条件明示書において通勤交通費を支給することとされている者に限る。

(通勤補助の範囲)

第3条 通勤費補助は、各事業場において定める通勤範囲内より通勤し、かつ自宅から就業場所までの路線(歩行)距離が2km以上である従業員を対象として支給する。

(通勤手段)

第4条 通勤費補助は、次のいずれかの方法により通勤する場合に行う。

- (1) 公共交通機関(電車・バス)
- (2) 自動車・単車・自転車(以下「自動車等」という。)
- (3) 前各号の組み合わせ

(補助基準)

第5条 通勤費補助は、自宅から就業場所までの路線(歩行)距離が2km以上で、かつ次の基準に該当する者に支給する。

- (1) 電車 実際に電車を利用して通勤する者。
- (2) バス 自宅から自宅最寄鉄道駅までの路線(歩行)距離が2kmを超え、かつ次のいずれかに該当し、実際にバスを利用し通勤する者。
 - ア. 自宅最寄バス停から、就業場所最寄バス停までの順路運行距離が2kmを超え、同区間をバス通勤する者。
 - イ. 自宅最寄バス停から、自宅最寄鉄道駅の最寄バス停までの順路運行距離が2kmを超え、同区間をバス通勤する者。
 - ウ. 自宅最寄バス停から、自宅最寄以外の鉄道駅の最寄バス停までの順路運行距離が2kmを超え、同区間をバス通勤する者。但し、会社が合理的と認めた経路に限る。
 - エ. 就業場所最寄バス停から、就業場所最寄駅の最寄バス停までの順路運行距離が2kmを超え、同区間をバス通勤する者。
- (3) 自動車等 次のいずれかに該当する者。
 - ア. 自宅から就業場所まで自動車等を利用して通勤する者。
 - イ. 自宅から自宅最寄鉄道駅までの路線距離が2kmを超え、同区間を自動車等を利用して通勤する者。

ウ.自宅から自宅最寄バス停までの路線距離が2kmを超え、同区間を自動車等を利用して通勤する者。

(公共交通機関を利用して通勤する場合の取扱い)

第6条 公共交通機関を利用して通勤する従業員には、原則として次の基準による最長通用期間の定期券を支給する。また、出勤日数に応じ1日毎の通勤費実費を支給することがある。

- (1) 通勤は順路による。
- (2) 利用交通機関及び通勤経路は最廉価路線を原則とする。但し、通勤時間が短縮される場合等、会社が適当と認めた場合は、最廉価路線以外の交通機関及び通勤経路を認めることがある。

(自動車等により通勤する場合の取扱い)

第7条 自動車等を常時通勤に利用することを会社が認めた従業員には、以下によりガソリン代相当額を支給する。なお、原則として、駐車場代及び駐輪場代については支給しない。

- (1) 1ヵ月あたりのガソリン代相当額の算定算式は以下に定める通りとする。なお、片道通勤距離は、自宅から就業場所の代表的な門(最寄鉄道駅、最寄バス停までの場合は各々の地点)までの路線距離とし、従業員の申請に基づき会社が認定し、小数点第1位まで求める。

$$\text{片道通勤距離 (km)} \times 2 \text{回} \times \text{ガソリン代単価} / 1.2 \text{km} \times \text{実働日数}$$

- (2) ガソリン代相当額の支給については、当月分を、翌月給与にて支給するものとする。

(長期出張又は長期欠勤等の場合の取扱い)

第8条 長期出張又は長期欠勤等の場合の取扱いは以下の通りとする。

- 2 長期出張又は長期欠勤等により、1ヵ月以上就業場所における勤務を欠くことが見込まれる場合には、所定の通勤費補助終了申請を行わなければならない。
 - (1) 公共交通機関を利用して通勤している場合。
 - 一 賃金締切期間(当月1日~当月末日)の全日を通じて就業場所における勤務を欠く場合には、当該月分の補助は支給しない。なお、既に支給済みの定期券につき残期間の有無に係らず、返却しなければならない。
- 3 1ヵ月以上の長期出張中における通勤費補助については、出張先において支給する。
- 4 長期出張の終了後及び欠勤等からの復帰後についての通勤費補助については、新たに通勤費補助申請を行うこととする。

(支給申請)

第9条 通勤費補助の支給を受けようとする者は、所定の通勤費補助申請を行い、会社の承認を受けなければならない。

- 2 正当な事由が無く前項の申請が遅れた場合、遅れた期間の通勤費は支給しない。但し、事由発生日から3ヵ月以内に申請がなされた場合は、通勤の実態に応じ、遡及支給することがある。

(終了申請及び精算)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の通勤費補助終了申請を行わなければならない。

- (1) 転勤・転居・退職等により、当該区間による通勤が終了した場合。
 - (2) 産前産後休暇及び1ヵ月を超える休暇に入った場合。
 - (3) 長期出張又は傷病等による欠勤のため、1ヵ月を超えて勤務を欠くことが見込まれる場合。
- 2 既に支給済みの定期券につき残期間の有無に係らず、返却しなければならない。

(不正行為)

第11条 虚偽の申請等により不当に利得を得ている場合には、不当利得金を返還させるとともに、その後の支給を停止することがある。

- 2 前項に該当した場合、就業規則に基づき懲戒に処することがある。

(適用の除外)

第12条 従業員区分に関する規則第2条(2)(3)に定める従業員の内、時間給者以外の者に対しては、本規則第7条(1)の規定を次の通り読み替える。

片道通勤距離(km)×2回×ガソリン代単価/12km×20日

- 2 前項の対象者が本規則第10条各号に該当し、補助終了する場合においては一賃金締切期間(当月1日~当月末日)の全日を通じて勤務を欠く場合には、当該月分の補助は支給しない。

付則

1. この規則は、平成26年7月1日から施行する。
2. ガソリン代単価については、総務省統計局「小売物価統計調査値」の平均値を用い会社が決定する。
3. 原則年2回、毎年4月と10月に2か月前の平均値を用い改定する。(4・10月支給分から適用)
但し、全国平均価格に大幅な変動が生じた場合には、その都度改定する。
 - ① 基準価額(直近使用価額)と全国平均価額との差が10円/ℓ超になった場合。
 - ② 2か月後支払分より改定する。
4. 平成19年9月1日から施行の通勤費補助(ガソリン代)の取扱基準は本規則施行日をもって将来にわたり失効とする。
5. 沿革 令和4年4月1日 一部改施
第6条については、令和2年10月1日より遡及施行する。

コメントの追加 [ky1]: 2020/4/30 追記 3②との整合性
N月随時改定 → N+2月支払分
EX. 2月 → 4月支払分